

はじめに

---

# 海上交通ルールと航路標識の概要

---

# 海上交通ルール概要

## 海上衝突予防法（昭和52年）

### 国際的な海上交通の一般的ルール

- ・船舶相互の避航関係（追越し、行会い、横切り）
- ・船舶が表示すべき灯火、形象物
- ・汽笛等の信号

等を規定

## 海上交通安全法（昭和47年）

船舶交通が輻輳する海域（東京湾・伊勢湾・瀬戸内海）に適用される特別ルール

- ・航路航行義務、航路入出航船の避航義務等特別の交通ルール
- ・航路を航行する巨大船等に対する航行管制
- ・工事、作業等に対する規制

等を規定

## 港則法（昭和23年）

### 港内の特別ルール

入出港船の多い501港を港則法の適用港とし、

- ・防波堤付近の航法等の交通ルール
- ・港内の交通管制
- ・工事、作業、漁ろう等についての規制

等を規定

適用港のうち、特に船舶交通の輻輳する86港を特定港に指定して、上記に加え、

- ・入出港届
- ・びょう地の指定
- ・危険物荷役の規制

等を規定

（海上交通三法の適用関係）

# 航路標識の概要

## 航路標識法（昭和24年）

航路標識を整備し、運営するための国内ルール

- ・航路標識の設置及び管理は、原則海上保安庁
- ・海上保安庁以外の者は、海上保安庁長官の許可を受けて設置及び管理
- ・海上保安庁長官は、航路標識の設置、変更等を告示
- ・類似灯火又は音響の使用禁止、視認を妨げる植物植栽制限

等を規定



※航路標識：灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により、航行船舶の指標となる灯台、ディファレンシャルGPS局、船舶通航信号所等の施設をいう。